



Risk Flash No.197 (Vol.5 No.39)

発行：滋賀大学経済学部附属リスク研究センター
発行責任者：リスク研究センター長 久保英也

- 労働法の視点：使用者責任と社会的責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・Page 1
- 研究紹介：金柔美・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Page 2
- リスク研究センター通信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Page 2

労働法の視点

使用者責任と社会的責任

おおわだかんた
社会システム学科教授 大和田敢太

この度、3月末をもって、定年退職することになりますが、関係者の皆様には、この場をお借りしお礼申し上げます。

私の専攻は、労働法ですが、大学と労働問題との関わりについても課題としてきたところで、「士魂商才」を掲げる滋賀大学においても、労働問題に直面した大学当局が、どのような立場から、どのような対処をしたか研究対象とし、その一端を「滋賀大学におけるレッドパーズ事件—大学における労働問題の歴史的教訓」（彦根論叢第348号、2004）に認めました。ここでは、大日本印刷採用内定取消事件にふれたいと思います。この事件は、最高裁判決で本学経済学部生の主張が全面的に認められた意義ある事件にもかかわらず、判例紹介は別として、労働問題としての研究や紹介がなされていないのが残念です。しかし、裁判で採用内定取消の無効判決により勝利した当事者A氏は、職場復帰（入社）したものの、その後離職を余儀なくされています。それに対して、同じ時期、試用期間後の本採用拒否が問題となった三菱樹脂事件では、最高裁で「企業の採用の自由」が争われ、当事者B氏は敗訴したものの、その後会社側と和解し、職場復帰後、管理職から最後は子会社の社長にまで「立身出世」したことと好対照です。裁判の役割や意義を考える上で教訓的ですが、解雇事件は、裁判後の帰趨まで見ないと本当の姿は判らないこととともに、一部の経済学派的解雇インサイダー論など労働者の生活実態から離れた議論の危うさを示しています。

もう一つ、大学における労働問題を通じて明らかになったのは、使用者責任と社会的責任の問題です。国際労働機関が、日本政府に対して、行政府としての社会的責任と職員に対する使用者責任の区別を繰り返し勧告したように、大学も、教育機関としての社会的責任の名のもとに使用者としての責任が放置され、あるいは使用者責任が曖昧なまま社会的責任を隠れ蓑にした無責任体制に逃げ込む体質が問題です。同様に、企業においても、社会的責任と使用者責任の区別が曖昧なまま、結果的に両方とも不十分になり、企業内部の自浄能力が発揮できない不祥事が頻発しています。社会的責任と使用者責任の空隙を埋めようとして、国連は、グローバルコンパクトを提唱するにいたっていますが、このような社会的な状況と国際的な動向を今後も見守っていきたいと思います。

研究紹介

持続可能な開発と国際環境ガバナンス

リスク研究センター客員研究員 金柔美

私の研究領域は環境経済・政策学および国際環境協力論であり、具体的には国際環境政策の効果について持続可能な発展の観点から検討することを研究テーマとしています。環境問題においては地域化・グローバル化の傾向がますます顕著となっており、環境問題の改善に向けた国際環境ガバナンスの形成の重要性が活発に議論されています。実際に、1972年のストックホルムにおける国連人間環境会議以降、さまざまな国際環境条約の採択が急速に増加しました。ただ、国際環境条約の効果に関しては未だ議論の余地が多く残されています。まず、国際環境条約の効果の測定基準に関し、国際環境条約の効果に関する多くの先行研究は、条約の本来の目的である環境パフォーマンスの改善の観点から分析しています。しかし、「環境保存」と「経済開発」を共存し得るものとする持続可能な発展の観点からみると、国際環境条約による環境的側面に与える影響はもちろん、参加国の経済的な負担も看過できません。また、条約の効果を定量的に分析する際には、各国の社会経済的な状況や、把握することが困難なさまざまな外部要因が及ぼす影響も考えなければなりません。

こうした観点を踏まえ、私の研究は、国際環境条約が参加国の環境と経済の両面に与える影響について、長距離越境大気汚染条約(Convention on Long-range Trans-boundary Air Pollution; LRTAP)と京都議定書をケースとし、インパクト評価モデルを用いて定量的な分析を行いました。分析の結果、汚染物質により相反する傾向が見られたことから、国際環境条約の効果の評価する場合には多様な汚染物質の特性も考慮しなければならないと考えられます。また、条約への参加がGDPに否定的な影響を及ぼすことが確認されましたが、環境改善効果が経済的な負担よりも大きいことが確認できました。そして、効果的な条約を決定する要因について多様な条約を対象として分析した結果、柔軟性メカニズム(Flexibility)が環境および経済に肯定的な影響を与える可能性があることを確認することができました。

このような分析の結果に基づき、最近ではアジア地域の環境問題や環境ガバナンスに注目しています。近年、アジア地域でも環境問題の改善に向けた国際環境ガバナンスの必要性が高まっています。特に中国によるPM10やPM2.5の問題は、韓国はもちろん日本にまで影響を及ぼしています。現在アジアにおいても東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)などが稼働していますが、より有効な長距離越境汚染物質に関する地域的な枠組みの形成が期待されています。また、すべての国が参加する温暖化対策の枠組みであるダーバン・プラットフォーム(Durban Platform)の設置などから、アジア地域の途上国でも効果的な排出への削減の取り組みがますます必要になると考えられます。このため、アジア地域における環境問題の現況や、これからのアジア地域の国際環境ガバナンスの在り方についても研究を進めています。

リスク研究センター通信

◆経済経営研究所からのお知らせ

◇平成27年1月20日(火) 今村楯夫氏(東京女子大学名誉教授)による講演会が開催されました。

演題:「アカデミック・ライティングで「論理的思考とその展開方法」を学ぶ」

詳しくは <http://www.biwako.shiga-u.ac.jp/eml/kouenkai2014/LE20150120imamura.htm> をご覧下さい。

「リスクフラッシュご利用上の注意事項」

本規約は、滋賀大学経済学部附属リスク研究センター（以下、リスク研究センター）が配信する週刊情報誌「リスクフラッシュ」を購読希望される方および購読登録を行った方に適用されるものとします。

【サービスの提供】

1. 本サービスのご利用は無料ですが、ご利用に際しての通信料等は登録者のご負担となります。
2. 登録、登録の変更、配信停止はご自身で行ってください。

【サービスの変更・中止・登録削除】

1. 本サービスは、リスク研究センターの都合により登録者への通知なしに内容の変更・中止、運用の変更や中止を行うことがあります。
2. 電子メールを配信した際、メールアドレスに誤りがある、メールボックスの容量一杯になっている、登録アドレスが認識できない等の状況にあった場合は、リスク研究センターの判断により、登録者への通知なしに登録を削除できるものとします。

【個人情報等】

1. 滋賀大学では、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第59号）に基づき、「国立大学法人滋賀大学個人情報保護規則」を定め、滋賀大学が保有する個人情報の適正な取扱いを行うための措置を講じています。
2. 本サービスのアクセス情報などを統計的に処理して公表することがあります。

【免責事項】

1. 配信メールが回線上的問題（メールの遅延、消失）等によりお手元に届かなかった場合の再送はいたしません。
2. 登録者が当該の週刊情報誌で得た情報に基づいて被ったいかなる損害については、一切の責任を登録者が負うものとします。
3. リスク研究センターは、登録者が本注意事項に違反した場合、あるいはその恐れがあると判断した場合、登録者へ事前に通告・催告することなく、ただちに登録者の本サービスの利用を終了させることができるものとします。

【著作権】

1. 本週刊情報誌の全文を転送される場合は、許可は不要です。一部を転載・配信、或いは修正・改変して blog 等への掲載を希望される方は、事前に下記へお問い合わせください。

*尚、最新の本注意事項はリスク研究センターのホームページに掲載いたしますので、随時ご確認願います。

*当リスクフラッシュをご覧頂いて、関心のある論文等ございましたら、下記事務局までメールでお問い合わせください。

発行：滋賀大学経済学部附属リスク研究センター

**編集委員：ロバート・アスピノール、大村啓喬、菊池健太郎、
金秉基、久保英也、柴田淳郎、得田雅章、山田和代**

滋賀大学経済学部附属リスク研究センター事務局 (Office Hours:月-金 10:00-17:00)
〒522-8522 滋賀県彦根市馬場 1-1-1 TEL:0749-27-1404 FAX:0749-27-1189

e-mail: risk@biwako.shiga-u.ac.jp

Web page : <http://www.econ.shiga-u.ac.jp/main.cgi?c=10/2>